

重要事項説明書

1. (事業の目的)

指定介護予防支援事業者及び地域包括支援センター（以下「事業者」という。）は、介護保険法等の関係法令に従い、当該担当地域内に居住する、介護保険の認定結果「要支援1及び要支援2」の被保険者（以下「要支援者」という。）、または基本チェックリストの実施の結果、基準に該当した第1号被保険者（以下「事業対象者」という。）に対し、介護予防サービス及び総合事業サービスによって、要支援者または事業対象者が生活機能の改善と心身機能の回復と維持、向上を図り、住み慣れた地域で在宅生活を継続できるよう介護予防サービス計画または総合事業サービス計画を作成し、必要な介護予防サービス及び総合事業サービスなどが適正に提供できるように支援します。

2. (運営の方針)

担当職員は、要支援者または事業対象者等の意向、心身の状況、その置かれている環境等を総合的に勘案して適切な介護予防サービス計画または総合事業サービス計画を作成し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとします。

事業の実施にあたっては、地域の保健、医療、福祉などの関係機関との連携、調整に努めます。

3. (指定介護予防支援事業所及び地域包括支援センターの名称、所在地、指定番号等)

名称：札幌市厚別区第2介護予防支援事業所（札幌市厚別区第2地域包括支援センター）

所在地 札幌市厚別区厚別南5丁目1-10

指定番号 介護予防支援事業所番号 0100500107

電話番号 011-375-0610 FAX番号 011-375-0615

4. (職員の職種、人数、職務内容)

管理者 1名（常勤1名（担当職員と兼務））

管理者は、指定介護予防支援事業所及び地域包括支援センター（以下「事業所」という。）の従業員の管理や業務の管理を一元的に行います。

担当職員 16名（常勤16名）

担当職員は、介護予防サービス計画または総合事業サービス計画の作成や関係機関との連携調整、相談、情報提供等に当たります。

5. (事業所の営業日、営業時間)

営業日 月曜日から土曜日とします。

ただし、祝日と12月29日から1月3日までは除きます。

営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとします。

6. (介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容)

介護予防サービス計画または総合事業サービス計画の作成、介護予防サービス事業者及び総合事業サービス事業者との連絡・調整、経過観察・評価、給付管理、要支援認定申請及び総合事業利用申請に係る協力・援助、苦情相談などです。

7. (通常の事業の実施地域)

北海道札幌市厚別区厚別中央、厚別南、青葉町

8. (サービスの利用料及び利用者負担)

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はございません。(法定代理受領)ただし、介護予防支援については、介護保険適用の場合でも利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦、1カ月あたりについて介護報酬単価に基づいて算定する料金の全額を頂き、事業者から指定介護予防支援提供証明書を交付いたします。(指定介護予防支援提供証明書を居住区の区役所の窓口に出しますと、後日払戻しとなる場合があります。)

9. (その他の費用)

事業者の保有する個人データの開示等が必要な場合は、「個人情報使用に係る同意書」の定めにあるとおり手数料を請求いたします。

10. (事故発生時の対応)

利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族や関係機関に連絡すると共に必要な措置を講じるものとします。

また、事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

11. (秘密の保持及び個人情報の保護)

(1) 事業所の担当職員その他の従業者は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は家族若しくはその代理人等に関する個人情報の利用目的を「個人情報使用に係る同意書」のとおり定め適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター【介護予防支援事業所】)等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

(2) 前項に掲げる事項は、利用契約中だけでなく、利用契約終了後も同様の取扱いとします。

(3) 「個人情報使用に係る同意書」に基づき、外部に対して個人情報を利用する場合は、誓約書を交わすなど、秘密保持に関して万全の体制をとることにより、情報の漏えいを防止します。

12. (相談窓口・苦情対応窓口)

(1) 相談窓口・苦情対応窓口は次のとおりです

法人 本部 事業所のほかに、法人本部でも相談をお受けします。 遠慮なくお申し出下さい。	所在地 札幌市厚別区厚別南5丁目1-10 電話番号 896-5010 FAX番号 896-2566 営業時間 月曜日～土曜日 午前9時00分～午後5時30分 (日祝日、年末年始は休みです)
札幌市介護保険課	所在地 札幌市中央区北1条西2丁目 電話番号 211-2972 FAX番号 218-5117 営業時間 月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時15分 (土日祝日、年末年始は休みです)
札幌市厚別区役所 保健福祉部保健福祉課	所在地 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目 電話番号 895-2400 受付時間 月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時15分 (土日祝日、年末年始は休みです)
北海道国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 231-5175 受付時間 月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分 (土日祝日、年末年始は休みです)
北海道福祉サービス運営適正化委員会 福祉サービス苦情解決委員会	所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 204-6310 受付時間 月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分 (土日祝日、年末年始は休みです)

(2) 地域包括支援センターの苦情を処理するための体制は次のようになっております

苦情解決責任者	氏名 久慈 隆之 相談苦情に対する常設の窓口の担当責任者です
苦情受付担当者	氏名 武者 茜 相談苦情に対する常設の窓口の受付担当者です。
第三者委員	氏名 林 恭裕 (栄和会監事) 氏名 奥田 龍人 (NPO法人シーズネット理事長)

(3) 苦情解決の方法

1) 苦情の受付

苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受け付け担当者が随時受け付けます。なお第三者委員に直接苦情をいうこともできます。

2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員の報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員はその内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは次により行います。

- ア 第三者委員による苦情内容の確認
- イ 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

13. (賠償責任)

事業者は、サービスの実施にともない、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

14. (公正中立の確保)

介護予防サービス計画または総合事業サービス計画は、利用者の選択を尊重し、自立を支援するために作成するため、計画の作成にあたって、利用者は担当職員に以下のことを求めることができます。

- (1) 複数の介護予防サービス事業者及び総合事業サービス事業者の紹介を求めること。
- (2) 介護予防サービス計画または総合事業サービス計画に位置付けた介護予防サービス事業者及び総合事業サービス事業者の選定の理由を求めること。

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

(指定介護予防支援事業所)

事業者名 札幌市厚別区第2介護予防支援事業所 (札幌市厚別区第2地域包括支援センター)
運営法人名 社会福祉法人栄和会
住 所 札幌市厚別区厚別南5丁目1-10
代表者名 理事長 藤井 和子 印

(説明者) ・担当職員氏名 ()
・事業者から委託を受けている場合の指定居宅介護支援事業所名 ()
担当ケアマネジャー氏名 ()

私は、本書面により、重要事項の説明を受けました。

(利用者) 住 所 札幌市 区
氏 名 印

(代理人) 住 所 札幌市 区
氏 名 印 (利用者との関係)

※心身状況により、利用者本人による記入が困難なため、本契約の内容については家族が同意し記入する。 印